

第1回（3月）定例会のあらまし

第1回定例会は、2月23日から3月23日までの29日間の会期で開かれました。初日には市長から施政方針演説があり、総合戦略書に掲げた5つの重点プロジェクトを更に加速・推進する施策が示されました。

市長から人事案件、条例改正や補正予算など全35議案が提出され、いずれも原案のとおり同意・可決されました。

また、議員から附帯決議案、委員会条例の改正案が提出され、いずれも原案のとおり可決されました。

一般質問には9名の議員が登壇し、市の方針等を質しました。

平成30年度一般会計予算、各特別会計予算については、予算特別委員会を設置し審査が行われ、各会計とも原案のとおり可決されました。



施政方針演説を行う鈴木市長

平成30年度一般会計予算など可決

将来を見据え「子育て」や「教育」などへ重点的に予算を配分

1 働く場の拡大プロジェクト

- ・農畜水産物の消費拡大、ブランド化などの振興施策の推進
- ・トップセールスの実施や都道府県域を越えた特産物の相互交流
- ・地域産業の育成や新たな地域産業の立地を目指し、北浦複合団地や学校跡地などへの誘致活動の推進

2 健康で文化的なまちプロジェクト

- ・救急医療・地域医療体制づくりの推進、医師の確保
- ・介護予防体操や高齢者レクリエーションの推進
- ・市民が気軽にスポーツに親しめる環境づくり、障がい者スポーツの普及を図り、ダイバーシティ化を図る

3 住みやすい地域プロジェクト

- ・地域おこし協力隊の制度や市内での起業に合わせた移住施策の取り組み
- ・公共交通網の整備、広域的な移動が可能となるシステムの構築

4 みんなで育むプロジェクト

- ・医療福祉費支給制度（マル福制度）の対象年齢上限を「15歳から18歳」へと制度の拡充
- ・地域子育て力アップ講座の開設、産婦健康診査費用に対する助成
- ・各小中学校にICT教育用大型掲示装置（携帯型電子黒板）の導入

5 情報発信で日本一プロジェクト

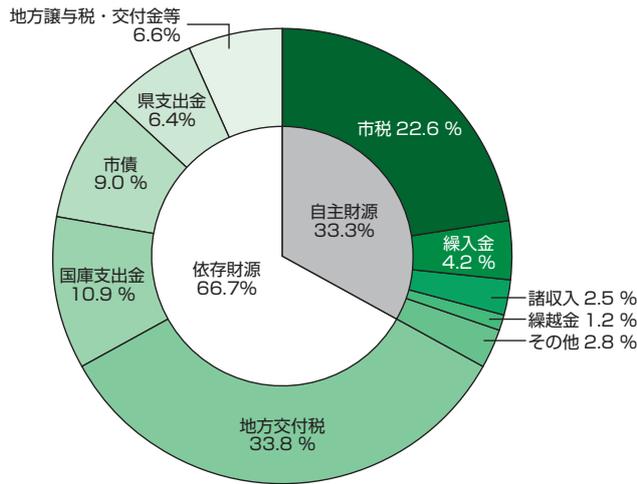
- ・シティ・プロモーション指針を策定
- ・防災対応型地域エリア放送「なめがたエリアテレビ」の活用

平成30年度予算

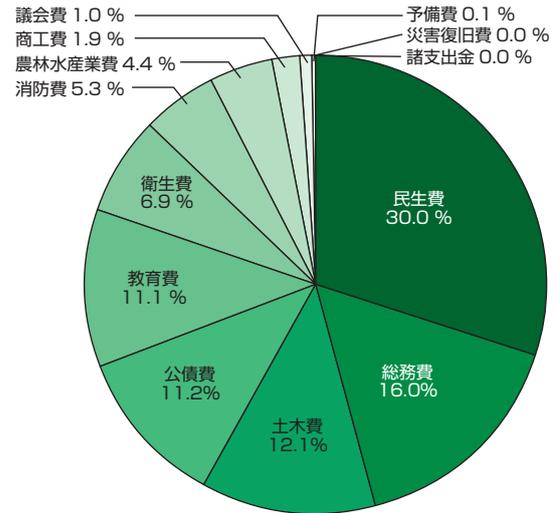
一般会計は164億6千万円

【前年度比0.2%減】

歳入



歳出



【歳入】

前年度比%

区分	項目	金額	前年度比%
自主財源	市税	37億1493万円	2.7
	繰入金	6億9681万円	45.7
	諸収入	4億1517万円	10.4
	繰越金	2億円	0.0
	寄附金	1億5150万円	1.0
	使用料手数料	1億3925万円	△3.4
	分担金負担金	8861万円	20.3
	財産収入	7333万円	47.5
	地方交付税	55億7000万円	△5.1
依存財源	国庫支出金	17億9156万円	0.5
	県支出金	10億5504万円	△7.2
	市債	14億7880万円	△5.4
	地方譲与税・交付金等	10億8500万円	2.7

【歳出】

前年度比%

項目	金額	前年度比%
議会費	1億5652万円	△1.2
総務費	26億2767万円	2.2
民生費	49億3887万円	4.1
衛生費	11億3809万円	△7.5
農林水産業費	7億2672万円	△15.0
商工費	3億1536万円	△5.9
土木費	20億472万円	△7.0
消防費	8億6344万円	△3.4
教育費	18億5884万円	8.6
公債費	18億1976万円	△0.7
予備費	1000万円	0.0
その他(災害復旧費・諸支出金)	1万円	0.0

※ 金額は、1万円単位にするため、1万円未満で調整しています。円グラフの構成比についても、端数が合いません。

【予算編成の概要】

平成30年度の一般会計予算については、社会保障関係費の増大への対応、公共施設等の老朽化への対応等全国的な課題に対応しつつ、本市の重点課題である通学路・幹線道路の整備、学校跡地建造物の撤去等について、引き続き、合併特例債を活用しながら推進するとともに、スクールバス活用市営路線バス（麻生東小学校）の試験運行等の新たな事業を行うこととしました。

一方で、合併算定替えによる普通交付税の減少に伴い、予算規模を縮小せざるを得ない状況にあることから、これまで以上の徹底した既存経費の縮減を行った上で、財政調整基金を繰り入れながら、伸び率△0.2%、40,000千円減額の16,460,000千円を計上しました。

(※平成30年度予算(案)説明書より抜粋)

平成30年度 予算規模 289億360万円

(特別会計含む予算規模 前年度比 1.3%減)

会計名	平成30年度	平成29年度	前年度比%
一般会計	164億6,000万円	165億円	△0.2
国民健康保険特別会計	49億7,500万円	61億4,700万円	△19.1
介護保険特別会計	36億9,120万円	33億9,390万円	8.8
後期高齢者医療特別会計	3億5,700万円	3億1,800万円	12.3
農業集落排水事業特別会計	3億6,300万円	2億9,400万円	23.5
特定環境保全公共下水道事業特別会計	4億9,500万円	4億3,900万円	12.8
流域関連公共下水道事業特別会計	3億5,700万円	3億4,700万円	2.9
戸別浄化槽整備事業特別会計	1億3,900万円	1億3,700万円	1.5
水道事業会計	20億6,640万円	16億9,730万円	21.7
合計	289億360万円	292億7,320万円	△1.3

【特別会計の主な概要】

○国民健康保険特別会計

国保税率は据え置き

国民健康保険制度は、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営について中心的な役割を担い、制度の安定化を図っていくこととなりました。市町村が保険給付に必要な費用は全額、都道府県が市町村に交付することとなり、突発的な高額医療費の発生など、予期せぬ給付増や収入不足が生じた場合は、都道府県に設置した財政安定化基金から貸付・交付が受けられるなど、多様な財政リスクを都道府県全体で分散することができ、急激な保険料上昇が起きにくい仕組みとなることが期待されます。

平成30年度の予算編成については、歳入歳出総額4,975,000千円（前年比△19.1%）を計上し、国保税率を据え置きとしました。

○介護保険特別会計

第7期行方市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を推進

平成29年度に「第7期行方市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定しましたので、平成30年度は、①「在宅医療・介護連携推進事業」、②「認知症総合支援事業」及び③「生活支援体制整備事業」を推進していきます。

これらを基盤とし、団塊の世代が75歳以上となる平成37年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保されるよう地域住民・地元医師会等の関係諸団体の協力を得て「地域包括ケアシステム」の構築を図っていきます。

平成30年度の介護保険特別会計予算は、保険事業勘定とサービス事業勘定で構成しました。保険事業勘定については、歳入・歳出総額それぞれ3,687,000千円を計上しました。

サービス事業勘定は、収益事業となる部分を分離して計上しました。

○後期高齢者医療特別会計

医療給付費負担対象額は、前年比 3.53%増を見込む

後期高齢者医療制度は、県内全市町村が加入する「茨城県後期高齢者医療広域連合」が保険者として運営し、主に保険料の決定や医療を受けたときの給付などを行っています。

平成 30 年度の予算編成は、歳入としては、特別徴収分保険料 185,130 千円と普通徴収分保険料現年度分 68,591 千円、同じく滞納繰越分 1,847 千円を見込み、後期高齢者医療保険制度に係る保険基盤安定納付金の繰入金として 98,960 千円を計上しました。

歳出としては、茨城県後期高齢者医療広域連合への負担金として 355,131 千円を見込み、歳入歳出総額 357,000 千円を計上しました。

行方市の平成 30 年度医療給付費負担対象額は、4,833,434 千円（前年比伸び率 3.53%増）を見込んでいます。その負担割合は、被保険者からの保険料が約 1 割、後期高齢者支援金が約 4 割、国・県・市町村による公費が約 5 割で、市負担金額は、負担対象額の 12 分の 1 となります。

○農業集落排水事業特別会計

榎本地区で機能強化と改修工事の実施、玉造北部地区の水洗化の促進

農業集落排水事業は、農業用水の水質保全と生活環境の向上を図るため、引き続き農業集落排水処理施設の適正な維持管理を行い、健全な運営に努めます。榎本地区農業集落排水処理施設の機能強化と改修工事を行います。また、玉造北部地区の水洗化の促進を行います。

○特定環境保全公共下水道事業特別会計

玉造浄化センターの改修耐震化工事を実施

特定環境保全公共下水道事業は、認可区域 244ha のうち前年度末までに 176ha の整備が完了し、残りの管渠整備を進めるとともに、処理施設の適正な維持管理を行い、健全な運営に努めます。玉造浄化センターの長寿命化計画により、老朽化した施設の改修耐震化工事を行います。供用開始区域内の水洗化の促進、受益者負担金の賦課、更には下水道維持管理のための下水道台帳の整備などを行います。

○流域関連公共下水道事業特別会計

前川流域雨水対策事業では、基本設計・境界測量を実施

流域関連公共下水道事業は、認可区域 167.7ha の整備が完了し、供用開始区域の水洗化の促進、受益者負担金の賦課、更には下水道維持管理のための下水道台帳の整備などを行います。また、処理汚水量に応じた霞ヶ浦水郷流域下水道維持管理負担金、茨城県潮来浄化センター終末処理場等改修整備に伴う霞ヶ浦水郷流域下水道建設負担金を引き続き負担するものです。整備事業としまして、管路改修実施設計を行います。また、区域内の前川流域雨水対策事業については、基本設計・境界測量を行います。

○戸別浄化槽整備事業特別会計

市が浄化槽を設置・管理

戸別浄化槽整備事業は、市が浄化槽を設置・管理し、適正な維持管理を行い、健全な運営に努めます。

○水道事業会計

高速道路工事に伴う受託工事の増加により前年比増

水の供給を通して、市民の暮らしや地域の産業経済を支える役割を担いながら、安全で良質な水を安定的に供給できるよう、老朽化した施設の更新や給水拠点までの管路の耐震化、配水池の築造工事に取り組みます。

水道事業予算のうち、収益的収支については、他会計補助金の収入減などにより前年度と比較して 36,300 千円を減額し、912,500 千円を計上しました。また、資本的支出は、配水池の築造や高速道路工事に伴う受託工事の増加により前年度と比較して 405,400 千円を増額し、1,153,900 千円を計上しました。

市長が提出した議案等

人事

副市長の選任

武内 康彦

(国土交通省)

平成30年4月1日より、新たに武内氏を選任することに同意しました。

任期は4年です。

公平委員会委員の選任

一条 善恵 (小幡)

平成30年3月31日で任期満了となるため、一条氏を引き続き選任することに同意しました。

任期は4年です。

条例

行方市資金積立基金条例の一部を改正する条例

特定防衛施設周辺整備交付金及び再編交付金を財源とする基金の整理に伴う条例の整備をするため、所要の改正を行いました。

行方市再編関連訓練移転等交付基金条例の制定

再編関連訓練移転等交付金の具体的な使途を明確にするため、新たに制定されました。

行方市工場立地法準則条例の制定

工場立地法(昭和34年法律第24号)の規定により、特定工場における緑地面積率等の敷地面積に対する割合に関し基準を定めるため、新たに制定されました。

※国の定める基準を条例の制定により緩和するため新たに制定するもの

行方市行政組織条例の一部を改正する条例

行政組織の見直しに伴い、部の新設及び分掌事務を変更するため、所要の改正を行いました。

行方市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

本条例による特別措置の適用期間を3年間延長するため、所要の改正を行いました。

行方市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)の一部改正に伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数等を定めるとともに、行方市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例(平成18年行方市条例第25号)の廃止等を行うため、制定されました。

- ・農業委員会の委員 定数 19人
- ・農地利用最適化推進委員 定数 16人

行方市農業委員選考委員会設置条例の制定

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)の一部改正に伴い、農業委員会の委員の選考を行うため、制定されました。

行方市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

平成30年4月1日から医療福祉費支給の対象を出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで拡充するため、所要の改正を行いました。

行方市介護保険条例の一部を改正する条例

平成30年度から平成32年度までの保険料率の設定をするとともに、介護保険法等の一部改正に伴い、所要の改正を行いました。

※主な内容

平成30年度から平成32年度までの3カ年の「第7期行方市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定するにあたり、介護保険料を標準月額で現行5,400円を5,600円に改定する。

教育委員会教育長の任命

正木 邦夫 (麻生)

平成30年3月31日で任期満了となるため、正木氏を引き続き任命することに同意しました。

任期は3年です。

行方市都市公園条例の一部を改正する条例

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行により都市公園法（昭和31年法律第79号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行いました。

議案

公の施設の広域利用に関する協議について

石岡市、行方市、小美玉市及び茨城町との間において締結した「石岡市、行方市、小美玉市及び茨城町における公の施設の広域利用に関する協定書」の改正を行うものです。

行方市道路線の廃止

私下申請による路線の廃止

・路線名（麻） 1785号線

起点 石神936番2地先

終点 石神934番1地先

・路線名（玉） 355号線

起点 井上2349番1地先

終点 井上2148番7地先

霞ヶ浦ふれあいランドの指定管理者の指定

・指定管理者

行方市玉造甲1234番地

一般財団法人

行方市開発公社

理事長 鈴木周也

・指定期間

平成30年4月1日から

平成33年3月31日まで

財産の譲与

・譲与する相手方

小貫区会

代表者 松金敏正

・譲与する財産（土地）

所在 行方市小貫

字不動前41番2

地目 学校用地

地積 110平方メートル

外5筆

旧小貫小学校跡地の一部

（6筆合計1670.76平

方メートル）を小貫区会へ譲

与しました。

報告

損害賠償の額を定め、和解した事

公用車を運転中の車両との接触事故について、相手方の車両に対する損害賠償の額を12万4670円と定め、和解したとの報告がありました。

委員会

第1回定例会で付託された議案等について審査しました。

総務委員会

（3月6日）

議案第3号 公の施設の広域利用に関する協議について

議案第4号 行方市資金積

立基金条例の一部を改正する条例について

議案第5号 行方市再編関

連訓練移転等交付金基金条例の制定について

議案第6号 行方市工場立

地法準則条例の制定について

議案第7号 行方市行政組

織条例の一部を改正する条例について

議案第8号 行方市農業委

員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

議案第9号 行方市農業委員選考委員会設置条例の制定について

議案第10号 行方市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

議案第15号 財産の譲与について

教育厚生委員会

（3月7日）

議案第11号 行方市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第12号 行方市介護保険条例の一部を改正する条例について

条例

議員が提出した議案等

行方市議会委員会条例の一部を改正する条例について

平成30年4月1日から本市の行政組織の見直しが行われるのに合わせ、本市議会委員会条例における常任委員会の所管について所要の改正を行いました。

